

## 1. 入所基準

入所を希望する児童の保護者及び同居の親族その他の者（以下、保護者等という）全員（中学生以下、65歳以上の者を除く）が次のいずれかの事情に該当し、保育することができないと認められる場合に、保育所に入所することができます。

- ①（家庭外労働）保護者等が家庭の外で仕事をするのが通常なので、その児童の保育ができない場合
- ②（家庭内労働）保護者等が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが通常なので、その児童の保育ができない場合  
**（★①・②の労働とは、1日につき継続して5時間以上かつ1月につき16日以上です。）**
- ③（親のいない家庭）死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- ④（母親の出産等）保護者等が出産の前後（入所期間は出産日後4ヶ月まで）、病気、負傷、心身障害等の状態にあるため、その児童の保育ができない場合
- ⑤（病人の看護等）その児童の家庭に長期にわたる病人又は、心身に障害のある人がいるため、保護者等がいつもその看護に当たっており、その児童の保育ができない場合
- ⑥（家庭の災害）火災、風水害、地震などの災害があり、その家庭を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、保護者等が児童を保育できない場合

～以下のことにご注意ください～

- ※ 保護者等とは、同住所地番に住む人で、世帯分離、2世帯住宅、離れ住宅を含みます。また、事情により住所を別にする児童の保護者（父又は母）についても、要件を満たす必要があります。
- ※ 保育の実施期間中であっても保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合（保護者等が仕事をやめた、市外へ転居した等）には、退園していただくことになります。
- ※ 保育所入所後、保護者が育児休業を取得する場合、育児休業期間中は基本的に保育に欠ける状況とはいえませんが、休業開始前既に入所していた児童については継続して入所することができませんが、焼津市では出産後1年以内の育児休業に限り継続して入所することを認めています。出産後1年以上育児休業を取得される場合は保育に欠ける状況ではないと判断し、出産後1年たったところで退園していただくことになります。
- ※ ④の母親の出産等を理由に入所した場合、出産日後4カ月で退園となります。その後も入所を希望される場合は、新たに入所申し込みをしていただきます。（再選考となるため、必ず入所をお約束するものではありません。）

## 2. 募集対象

小学校就学前の児童で平成24年度中の入所を希望する者（おおむね生後3ヶ月から就学時前までの児童）

## 3. 募集人員

在園児を除き、各保育所が受入可能な人数



## 4. 入所手続の流れについて

### ◎平成24年4月入所希望 ①入所申し込み

#### ＜受付期間＞

平成23年10月3日（月）～（※先着順ではありません。）

#### ＜集中受付期間＞

平成23年10月3日（月）～平成23年10月17日（月）（※先着順ではありません。）  
土日・祝日の受付は出来ません。

#### ＜受付場所＞

・福祉庁舎2階 児童課 ・大井川市民サービスセンター

（集中受付期間中は焼津市内にある認可保育所でも受付が出来ます。）

児童課、大井川市民サービスセンター及び認可保育所で配布する「入所希望仮申請書」に必要事項を記入の上、提出してください。平成24年1月10日から児童課は現アトレ焼津に移転します。

### ◎4月入所者申込者の取扱い◎

#### ②書類郵送

#### 上記受付期間に仮申請書を提出された方へ

後日（11月初旬児童課から送付します。）、本申請用の書類と面接通知を郵送しますので、必要書類をそろえて指定された面接日時（面接通知に記載）に提出してください。

11月14日を過ぎても書類が送られてこない場合は児童課までご連絡ください。

#### ・書類について

- ★1 保育所入所申込書（児童1名につき1部）
- ★2 世帯状況等調査票（1世帯で1部）
- ★3 就労証明書（就労している方、65歳未満の同居の方全て）
- ★4 児童の状況調査票（児童1名につき1部）

#### ③面接

- ・実地期間 平成23年12月上旬～を予定
- ・面接会場 福祉事務所 2階 会議室 ・大井川市民サービスセンター
- ・出席者 保護者及び入園希望児童

※面接を受けることが出来なくなった場合は速やかに申し出てください。

※面接は、おおよそ5分～10分程度です。



#### ④入所の承諾・不承諾…すべての申込者へ入園の可否について通知します。

通知時期 平成24年2月上旬（予定）

#### ○承諾の場合

- ・保育所入所承諾書（提出書類が不足している方へは内定通知になります。）・保育料口座振替依頼届書
- ※入園説明会は承諾書送付後、各園より通知または連絡にてお知らせします。

#### ○不承諾の場合

- ・保育所入所不承諾通知書

### ◎5月以降の入所希望◎

#### ①仮申請書の提出

児童課の窓口に来ていただいて、仮申請書の申請をしていただきます。その際に本申請に必要な書類を配布させていただきます。（受付は平成23年10月3日（月）より随時受付いたします。）

集中受付期間中に提出いただいた方には、郵送で資料をお送りします。

#### ②本申請書の提出

本申請書提出の締切は入所を希望する前月の10日です。10日が閉庁日の時は翌開庁日になります。

※就労証明書は締切から3カ月以内のものを提出してください。

※慣らし保育を見込んで入所を希望される場合、職場復帰予定日（就労予定の方は就労開始年月日）の直近1日から入所希望することが出来ます。

（例 6月1日復帰予定→5月1日入所、5月10日復帰予定→5月1日）

#### ③入所の承諾・不承諾

初回選考時は電話連絡にてお知らせいたします。2回目の選考以降は入所承諾者のみの連絡となります。

## 5. 保育料について

### <保育料の算定>

基本的には保護者（父母等）の平成23年分の所得税の合計金額によって決定します。

◎ただし平成23年分の所得税の合計が0円の世帯の場合は、



平成23年度 住民税（22年分の所得にかかわるもの）の課税状況によって決定します。

また、その中で（平成23年分の所得税の合計が0円の場合で、）

母子（父子）家庭 障害児等扶養世帯には配慮があります。

### <必要な書類>

#### 「平成23年分 給与所得の源泉徴収票」

◎雇用されて勤務している人で確定申告を必要としない人

◎年金を受給している人で確定申告を必要としない人

等



#### 「平成23年分の所得税の確定申告書」の控え

◎自営業の人

◎雇用されて勤務している人で、確定申告をした人

等

（確定申告をした方は、必ず確定申告書[第一表・第二表]の控、一式のコピーを提出して下さい。）

#### 「平成23年度 市民税申告書」の控（平成23年の所得にかかわるものです。）

◎無収入の人

◎課税の対象とならない収入のある人

★平成23年1月1日以降に他の市町村から焼津市に転入した人であつ、平成23年分の 所得税が0円の場合は、平成23年度の課税証明書が必要となります。これは、平成23年1月1日に在住の市町村で発行するものです。必要となる人は、各自で該当市町村に請求し、入手してください。

※平成24年度の保育料はまだ決定していないため、平成23年度の保育料を参考にしてください。

### <保育料の支払い>

支払い方法……口座振替又は納付書払い

保育料の口座振替を希望される場合は、口座振替申込書に保護者名義の口座をご記入のうえ、口座振替を希望される金融機関に提出してください。

★口座振替の開始月は

口座振替お申込みされた翌月からです。

★再入園・転園をされる場合は

新規の入所と同じく、再度、お申し込みお願いします。

★ご兄弟が入園されている場合は

新規入園されたお子様の分を新たにお申込みください。

その際ご兄弟は同一口座でお願いいたします。

#### ご利用できる金融機関

- |         |           |            |         |         |
|---------|-----------|------------|---------|---------|
| ◆静岡銀行   | ◆焼津信用金庫   | ◆静岡県労働金庫   | ◆スルガ銀行  | ◆島田信用金庫 |
| ◆静岡信用金庫 | ◆清水銀行     | ◆大井川農業協同組合 | ◆静岡信用金庫 | ◆郵便局    |
| ◆静岡中央銀行 | ◆焼津漁業協同組合 |            |         |         |

◎手続きは、焼津市外の支店においても行なう事ができます。

◎郵便局のみ、焼津市所定の申込書は使用出来ません。お手数ですが、郵便局の所定の用紙を使用してお手続き下さい。

振込先口座番号：00830-8-960705 振込先加入者名：焼津市会計管理者

## 6. 保育園入園後の注意事項

### <異動等の届出>

住所、電話番号や勤務先を退職、変更または世帯構成の異動（結婚・離婚・別居）等、入園申込時の家庭の状況に変更が生じた時は、その都度速やかに保育園及び児童課に申し出るとともに、新しい就労証明書等、必要な書類等を提出してください。

### <退園について>

次のような場合には退園しなければなりません。

保育園に申し出るとともに、児童課で退園手続きをしてください

#### ◎家庭で保育出来るようになった場合（保育要件に該当しなくなった場合）

- ・ 家族の中で仕事を退職または休職した場合
- ・ 疾病、負傷等が回復した場合
- ・ 同居の要介護者の介護が不要になった場合 等

※仕事を辞めた場合…辞めた日から2カ月間は保育園に通えますが、2カ月間過ぎても仕事が見つからなく求職中の場合は退園していただく事になります。仕事を辞めることが決まった時点または、辞めた時点で児童課まで連絡してください。

※産休中（又は育児休暇取得中）の退職…出産日後4カ月までで退園となります。なお、出産後4カ月で新たに仕事を始める場合は、新規に申し込みをしていただき他の入所希望者と合わせて選考になります。

#### ◎育児休暇について

保護者が育児休業を取得する場合、基本的に保育に欠ける状況とはいええないため、休業開始前に既に入所していた児童については継続して入所する事は出来ませんが、出産後1年以内の育児休暇に限り継続して入所する事を認めています。1年以上育児休業を取得される場合は保育にかける状況ではないと判断し、出産後1年たったところで退園していただくこととなります。

育休復帰に伴う仕事復帰の場合は退園にはなりません。

### <慣らし保育について>（入園後に行います）

入園した児童が保育園に慣れるまでの間は、短時間の保育となります。

年齢や個人差はありますが、入園当初は数時間程度から半日で、その後徐々に保育時間を延長していき2～3週間（最長で1カ月程度）で1日保育への移行を完了します。

この時期は、保護者の方のお迎えが早くなります。家庭外での勤務及び、その予定の方は、送迎に支障のないよう、ご協力ください。

### <入所後の継続審査について>

入所後は入所基準を満たしていれば小学校就学前まで入所できます。毎年1月から2月に継続入所の審査をします。そこで入所基準を満たしていなければ退園となります。

## 7. その他

焼津市では待機児童もでており、入所選考の結果入所できない場合があります。仕事の都合により子どもを預けなければならない場合は、認可外保育施設や各保育所の一時保育など他の方法をご検討ください。入所選考は提出していただいた書類で毎月行いますので入所が決定次第ご連絡させていただきます。



焼津市福祉事務所 児童課 電話 626-1137  
大井川市民サービスセンター 児童担当 電話 662-0547

## 延長保育について

保育園では、保育時間(8時30分から16時30分)以外の時間帯もお子さんをお預かりする「延長保育」を行っています。

### ■ 利用日および利用時間

- 公立保育園 月～金曜日 7時30分から19時まで  
土曜日(希望保育) 7時30分から19時まで
- 私立保育園 月～金曜日 7時から19時まで  
土曜日(希望保育) 各保育園により異なります(おおよそ、7時から18時までの時間帯)

※ 預かり時間の詳細については、「保育所一覧表」(5ページ)をご覧ください

※ 現在「延長保育」を利用した場合の追加負担金はありません。

(今後の状況に応じ、利用の取り扱いについて変更が生じる場合もあります。)

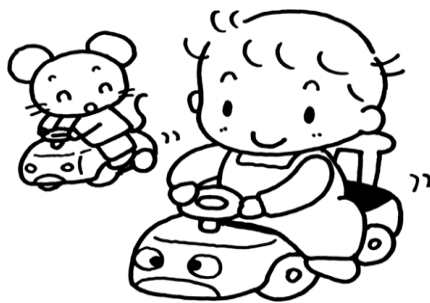
## 一時預かりについて

保護者の短期間の就労や、病気、出産、育児疲れなどの事由により一時的に家庭で保育ができなくなった場合に、保育園で児童をお預かりして必要な保育を行う「一時預かり」を実施しています。

### ■ 利用にあたって

保育園に通っていないお子さんを、下記のような事情があるときなどに一時お預かりして、必要な保育を行います。

- 保護者の週2, 3日程度の就労など
- 保護者の病気、出産、冠婚葬祭など
- 保護者の育児疲れの解消など



### ■ 利用料

- 4時間未満の利用の場合 1,000円
- 4時間以上の利用の場合 2,000円

※そのほか、おやつ及び昼食代 おおよそ200円から300円(各保育園により異なります。)

※利用料のお支払は、当日、利用する保育園へ直接お支払いいただきます。

### ■ 利用日および利用時間

- 月～金曜日 8時30分 から 16時30分

※上記の曜日及び時間であっても、祝日で休園日となっている場合、そのほか、保育園の行事やご利用の状況によりお預かりできない場合もあります。

※実施している園については、「保育所の一覧表」(5ページ)をご覧ください。

※利用にあたっての問合せまたはご相談などは、各保育園または児童課へお問い合わせください

# 病後児保育について

市内に住む小学校3年生までのお子さんで、ケガや病気の回復期にあつて、保護者が就労等の理由で保育が必要になった場合に、お子さんをお預かりする「病後児保育」を実施しています。

## ■ ケガや病気の回復期とは・・・

次にかかせる傷病の回復期にあたるため、集団保育が困難なお子さんで、かつ医師により病後児保育の利用が可能であると判断されたお子さん

- ① 感冒、消化不良症（多病候性下痢）
- ② 麻疹、水疱、風しん等の伝染性疾患  
（医師の病後児利用証明のほか、登園証明書が必要となります）
- ③ ぜん息等の慢性疾患
- ④ 骨折等の外傷性疾患
- ⑤ その他①から④までに類する傷病



## ■ 病後児保育の実施施設及び連絡先

| 実施施設の名称   | 所在地          | 申し込み・問合せ先 |
|-----------|--------------|-----------|
| 焼津南保育園    | 焼津市焼津5-13-14 | 629-0240  |
| 第三ゆりかご保育所 | 焼津市一色722     | 623-1551  |
| 大井川保育園    | 焼津市下江留41     | 622-7420  |

※ 1施設につき、1日の利用制限は各2名までとなります。

※ 「病後児保育」を希望する場合は、まずは利用状況等を利用を希望する保育園にご確認ください。

## ■ 利用日および利用時間

月曜日～金曜日（実施施設の開設日）

午前8時30分～午後4時30分まで

※ただし、実施時間については、施設の職員の配置等の事情により変更する場合があります。

## ■ 利用にあたっての注意事項

- ・ 事前に登録をしてください。ただし、緊急の場合は利用と同時に登録申請することもできます。  
（「焼津市病後児保育利用児童登録申請書」を記入し、児童課へ提出してください。）
- ・ 利用の際は、事前に利用を希望する施設へ電話で利用希望のお申し出をしてください。
- ・ 利用のお申し出をした後、医師の診察を受けていただき、傷病の回復期である旨を「焼津市病後児保育利用連絡票」に記入してもらいます。（病院により、「文書料」の金額は異なります）
- ・ キャンセルの場合は、事前に利用申込した施設へ早急にご連絡ください。

## ■ 「焼津市病後児保育のしおり」の配布について

病後児保育の実施施設及び児童課にて配布しています。

（その他焼津市ホームページにおいても掲載しています。）

## 認可外保育施設について

市長が認可した保育施設(認可保育所)以外の保育施設を、総称して認可外保育施設と呼びます。認可保育所と同じく通常の保育を行う施設、一時預かりを主とする施設、企業や病院などの従業員のみを対象とした保育施設など、認可外保育施設にはさまざまな形態があります。

### ■ 焼津市内の認可外保育所

焼津市内の認可外保育施設は下表のとおりです。(事業所内保育施設などは除きます)。

| 施設名                       | 所在地                            | 連絡先           |
|---------------------------|--------------------------------|---------------|
| 常緑保育園                     | 焼津市三ヶ名 1174                    | 054-629-4753  |
| 風の子の家                     | 焼津市田尻北 1606-6                  | 054-625-1799  |
| すずらん焼津みなみ園                | 焼津市道原 1206-2                   | 054-625-0585  |
| 保育所きぼう 焼津こがわ園             | 焼津市西小川 2-7-9 高橋プラザ 1階          | 054-626-8819  |
| 保育所きぼう 東こがわ園              | 焼津市東小川 6-8-13                  | 054-626-8008  |
| ちびっこランド 西焼津園              | 焼津市柳新屋 646-1 A one yokoyama 2F | 054-626-0132  |
| ちびっこハウス 八楠園               | 焼津市八楠 4-14-9                   | 054-626-0225  |
| もりのくまさん                   | 焼津市三ヶ名 559-1 (長者の森内)           | 054-620-8114  |
| いちご保育園 西焼津園               | 焼津市柳新屋 226-1                   | 054-622-6072  |
| いちご保育園 大井川園               | 焼津市飯淵 364-2                    | 054-622-6072  |
| K i ' s S a l o n すまいる    | 焼津市上新田 697-7                   | 090-8550-4016 |
| CRECHE TIA SUZI (外国籍児童のみ) | 焼津市三ヶ名 272-1                   | 054-270-4344  |

※利用時間や料金、実施する保育の内容などは、直接各施設にお問い合わせください。

※上記認可外保育所のチラシ等が必要な方は、児童課においても配布していますのでお申し出ください。